

## 令和2年第4回定例会 総務文教常任委員会審査記録

- 1 日 時 令和2年12月9日(水) 午前9時57分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第141号 村上市火災予防条例の一部を改正する条例制定について  
議第152号 令和2年度村上市情報通信事業特別会計補正予算(第1号)
- 4 出席委員(7名)
- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 渡辺 昌君  | 2番 木村 貞雄君 |
| 3番 本間 善和君 | 4番 高田 晃君  |
| 5番 佐藤 重陽君 | 7番 河村 幸雄君 |
| 8番 小杉 武仁君 |           |
- 5 欠席委員  
なし
- 6 傍聴議員(5名)
- |         |        |         |
|---------|--------|---------|
| 菅井 晋一君  | 富樫 雅男君 | 稲葉 久美子君 |
| 鈴木 いせ子君 | 山田 勉君  |         |
- 7 地方自治法第105条による出席者  
議長 三田 敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者  
副議長 大滝 国吉君
- 9 説明のため出席した者
- |             |          |
|-------------|----------|
| 副 市 長       | 忠 聡君     |
| 総 務 課 長     | 竹 内 和広君  |
| 同 課 参 事     | 小 川 智也君  |
| 同課人事管理室長    | 大 滝 誓生君  |
| 同課情報化推進室長   | 川 崎 健一君  |
| 企 画 財 政 課 長 | 東海林 豊君   |
| 同課企画政策室長    | 田 中 和仁君  |
| 同課財務管理室長    | 榎 本 治生君  |
| 自 治 振 興 課 長 | 渡 辺 律子君  |
| 同課公共交通係長    | 天 井 啓喜君  |
| 会計管理者会計課長   | 大 滝 慈光君  |
| 消 防 課 長     | 鈴 木 信義君  |
| 消防本部総務課長    | 小 林 精司君  |
| 選管・監査事務局長   | 佐 藤 直人君  |
| 荒 川 支 所 長   | 平 田 智恵子君 |
| 神 林 支 所 長   | 石 田 秀一君  |
| 朝 日 支 所 長   | 岩 沢 深雪君  |
| 山 北 支 所 長   | 斎 藤 一浩君  |
| 教 育 課 長     | 遠 藤 友春君  |
| 学 校 教 育 課 長 | 菅 原 明君   |
| 同課教育総務室長    | 船 山 幸文君  |
| 同課教育総務室主査   | 小 田 貴文君  |

|            |           |
|------------|-----------|
| 同課教育総務室副参事 | 中 村 繭 子 君 |
| 同課学校施設係副参事 | 園 部 裕 昭 君 |
| 生涯学習課長     | 板 垣 敏 幸 君 |
| 同 課 参 事    | 永 田 満 君   |

10 議会事務局職員

|     |         |
|-----|---------|
| 局 長 | 小 林 政 一 |
| 次 長 | 内 山 治 夫 |

(午前 9時57分)

委員長（小杉武仁君）開会を宣する。

○当委員会の審査については、審査日程のとおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

**日程第1** 議第141号 村上市火災予防条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（消防長 鈴木信義君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

消 防 長 議第141号は、村上市火災予防条例の一部を改正する条例制定についてである。本案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が本年8月27日に公布されたことに伴い、村上市火災予防条例の一部を改正するものである。具体的には、対象火気設備等のうち電気自動車等への急速充電設備の全出力の上限を50キロワットから200キロワットまで拡大するとともに、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の細目を改正するものである。また、全出力50キロワットを超える急速充電設備の設置に際しては、消防署への届出を要することとするものである。以上だ。

(質 疑)

本間 善和 それでは、一、二点お聞かせ願いたいと思う。この消防法の調整によりということ、8月27日、今ご説明あったとおり通知があったので、私たちの村上市の消防予防条例の一部を改定するという趣旨だと思うが、今回50キロワットから200キロワットに変更すると、その変更する200キロワットというのは、今まで何キロだったのだろうか。

消 防 長 今までは、規制では50キロワットまでよりなかった。このたび200キロワットまでに変更になるということだ。

本間 善和 今までの50キロワットで届出のあったものというのは、何件あったのだろうか。

消 防 長 今までの50キロワットまでに関しては、届出の必要はなかった。

本間 善和 50キロワット以下のやつはなかったということで、多分これ電気自動車を想定していると思うのだけれども、朝日のスタンドとかにあるやつはあれ何キロになって、届出は要らないのか。

消 防 長 消防本部のほうには届出がないので、承知していないが、ネット等で調べると、みどりの里にあるものは30キロワットだ。

本間 善和 今後今の国の方針でいくと、30年後には脱炭素化ということで多分電気自動車等がかなり増えてくる。自動車業界でも、15年過ぎると電気自動車もう主力になると

いうお話を耳にしている。多分この200キロワットというのは、ガソリンスタンド等の大きなところが対象になって、これから設備投資をして替えていくという想定を前提としていると、そういうことだろうか。

消 防 長 設置に関してうちのほうに特段通知はないが、スタンド等ですとかというものに関してにははっきりいたしていない。

本間 善和 副市長にお伺いしたいと思う。私スタンドから今のこれに関してなのだけれども、非常にスタンド経営している経営者から、今後ガソリンという販売が落ちていくだろうということで、私たちスタンドを経営している中で多分この電気自動車が主力になってくるのではないかと。そうすると、かなりの設備投資とか、云々とかを今からもう考えていかなければならないというご相談を受けた。市としては、どんな考え方でいるのだろうか。その辺のところ情報というか、これからどんなふうな取組をしていこうかということのお考えがあったらお聞かせ願いたいと思うが。

副 市 長 今のご質問であるけれども、今現在市としてそれに対してどのような具体的な考えがあるかということをお答え申し上げれば、特段今決定しているものはない。ただ、今委員がおっしゃるように、社会はどんどんそのカーボンオフのほうに向かっていくというふうな現状からすれば、市内においても電気自動車の普及というのは当然考えられるわけであるので、そういった時代の流れを事前に察知しながら対応できるように準備を進めてまいりたいというふうに思う。

木村 貞雄 消防長にお伺いするけれども、この新旧対照表の16のウのところなのだけれども、今まで50キロワットでやってきて、ここのところには高温とか、低温とかで検知した場合に停止させるように書かれているのだけれども、今まで50キロワットで使ってきて、どこかでそういうような事故とか、何か情報あるのか。

消 防 長 私どものほうでは、そういう事案があったとは聞いていない。

木村 貞雄 今回特に200キロワットになった関係ではないのだよね、これ。前からのではなかったか。今回変わったからこういうふうにしたのだか。その辺はどんなあれなのか。

消 防 長 50キロワットから200キロワットという大きな電力に変わったということで、それに対する設備のほうの基準も改正になったということなので、事故があったからそれができたとか、そういうのではないと思う。

木村 貞雄 事故とかなかったけれども、今後この電気自動車が普及していくわけだけれども、市民にはどんなふう伝えるのか。

消 防 長 市民への周知というのは今のところ考えていないが、施設等のほうが設置すればそれなりの、今でもインターネット等には電気自動車の皆さんが充電する場所を探すのに情報として出ているけれども、消防本部としてその施設ができたから住民に周知するというのには考えていない。

木村 貞雄 終わる。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第141号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第2** 議第152号 令和2年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、担当課長（総務課長 竹内和広君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

総務 課長 それでは、議第152号 令和2年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第1号）

である。歳入歳出予算の総額にそれぞれ歳入歳出940万円を追加し、総額を4億1,940万円の追加の補正をするものである。内容について事項別明細書のほうで説明をさせていただく。補正予算書の7、8Pをお開きください。最初に、歳入である。繰越金といたして前年度繰越金940万円を計上いたした。おめくりいただいて、歳出である。10Pの説明欄を御覧いただきたいと思う。初めに、1款1項1目一般管理費の情報通信事業一般管理経費、消費税209万9,000円を追加補正するものである。このたび令和2年度の中間の分が確定いたした。当初積算時においては、消費税を見込んだ際に課税仕入額を比較して計上いたしたが、その課税仕入額が下回ったために当初予算計上後に不足が生じ、209万9,000円を計上させていただくものである。続いて、説明欄の2、情報通信事業職員人件費11万8,000円の増額である。これについては、人事異動及び人事院勧告による期末手当の削減で給与費、共済等負担金の調整をさせていただいたものである。続いて、1款1項2目の施設管理費、1、山北地区施設維持管理経費223万8,000円の増額補正である。初めに、修繕料500万円であるが、光伝送路の修理、支障移転、告知端末の宅内引込線の修繕等の今後の修繕見込みを計上させていただいた。機器等撤去手数料3万8,000円、ここからの保守委託、情報センターの機器等リースがあるが、山北地区におけるUPS、非常停電装置の更新を令和3年3月から更新いたす。その関係で、その古いUPSの撤去の費用が発生いたして、3万8,000円を追加で計上させていただいた。設備保守点検業務委託料20万円については、これまでリース料の中に保守が含まれていたが、再リースをする関係で保守パックから外れたと。新たに再リースの場合保守料が含まれないということで、保守料が新たに1月分20万円が発生したものである。情報センター機器等リース料で300万円の減額、これは再リースによる減額並びにUPSを入札したときの請負差額が発生したということで300万円の減額補正を計上させていただいた。2の朝日地区施設維持管理経費400万円であるが、山北地区の修繕料と同様、光伝送路の修理、支障移転、告知端末の宅内引込線の修繕等の今後の修繕見込みを行ったものである。3番、神林地区施設維持管理経費94万円についても同様の理由であるが、神林地区については、落雷及びセンター内の冷房設備の緊急修繕も発生いたした。修繕料の今後の見込みとその分を突発的なもので出していたので、その分の不足分として今後の見込みも加え94万円を追加補正とさせていただいたものである。予備費5,000円については、端数調整の関係で計上させていただいたものだ。以上である。

(質 疑)

本間 善和

総務課長、修繕料についてだけれども、宅内ではなく屋外のものの引き込みとか、そういう移転とかという格好での修繕だと思うが、神林は別にして朝日と山北、数百万円単位で上がっているわけだけれども、今までの平均として1件当たりどのぐらいかかっているものか、大まかで結構だが。

総務 課長

情報化推進室長のほうからお答えさせていただく。

情報化推進室長

1件当たりの平均というところは、ちょっと今持ち合わせていないのだけれども、過去3年間の平均の総額ということでお話をさせていただきたいと思う。山北地区については、29から令和元年度の3年間の平均で約1,040万円、朝日地区については、平均で1,340万円となっている。

本間 善和

今言った平均というのは、総額1,000万円なのだけれども、私聞きたいのは、個々の

修繕料というのは1件当たりどのぐらいかかっているものか。大体でいいのだけれども、出ればなと思っていただけだけれども、その数字はあるか。

情報化推進室長 特に東北電力等の共架している電柱の支障移転については、延長だとかその本数とかによって金額がそれぞれ違うので、平均というところは今ちょっと持ち合わせていないのだが、必要あれば後ほどご報告をさせていただきたいと思うけれども、多いのは20万円から30万円が多いかなという感覚はある。

本間 善和 今総務課長のほうから積算というか、この見込みを含んで500万円を上げたというお話だったので、当然私には何件ぐらいを見込んで500万円を上げたというふうな数字なのだろうと思うので、お伺いしたのだけれども、もし分かったら後ほどその根拠というものを示していただきたいと、そう思う。

小杉委員長 総務課長、根拠を示せということなので、それについての答弁をお願いします。  
総務 課長 総額ということでの前年の決算見込みと、去年とはまた雪が少なく風雪による被害とか少なかった。今年は、平年並みというあの時点のことを踏まえて総経費で積算したということで、何が何件というよりも、これまでの実績で冬場を考えた場合去年より積雪が多いただろう、去年よりの実績までも増えるだろうみたいな見込みで、件数の積算というよりも総額の見込みで予算計上させていただいたというところである。予備費の額も少ないので、できないというわけにはいかないで、ちょっと余計な計上はされているかと思う。

本間 善和 今の積算方法でやったのだったら、個々のデータは要らない。結構である。  
木村 貞雄 ちょっと分かりやすく言うけれども、今ほどの修繕料なのだけれども、今回の補正はその見込み一本で補正だと思うのだが、今までやってきた経緯のことで情報化推進室長にお聞きしたいのだけれども、修繕料の中でも幹線の通信線と引込線と分けて話ししないとぴんとこないのだ。私聞きたいのは、その幹線による修繕で、そこにかかった経費と一般引込みというのは、個々の家に幹線の箇所が引込み出てくるわけだね。それと、また宅内と別にして本当は考えていけばいいのだけれども、ざっと聞くけれども、あとそのほかに道路工事による支障移転工事があるのだ。私聞きたいのはこの中の割合で、その工事による支障移転工事すると、電力さんにも、NTTさんにも移転しなければならない。そこによってその工事費が生じてくるわけだけれども、その割合はどのぐらいあるのか、この中には。全部の地区でなくて、例えば山北地区だけでもいいのだけれども、今回今年度には支障移転工事に係るのはどれぐらいの割合であるのかお聞きしたいのだ。

情報化推進室長 それでは、山北地区の例で話をさせていただきたいと思うが、宅内以外のもので支障移転に係るものについては、総額で約1,000万円ぐらいだと見込んでいるので、トータルの予算額が1,300万円ぐらいに補正後なる予定なので、そのうち1,000万円ぐらいはNTT東日本さんのほうにお支払いする支障移転分ということになる。

木村 貞雄 今までの傾向もそんなものか、大体。

情報化推進室長 近年宅内の設備のほうも年数がたってきているので、ちょっと宅内引込みの修繕等も徐々には増えているけれども、おおむねやっぱり支障移転がメインになっているというところは変わっていないというふうに思う。

木村 貞雄 宅内のを今話されたのだけれども、宅内は特に大雪の場合は家に取り付ける場所とか、その角度によって本当に大雪のときは修理がかさむ傾向あるのだけれども、その点でちょっとお話ししたいのだけれども、今そういうところに係る工事やる方もベテランな人はそういうことしないのだけれども、普通一般的に屋根があった場

合に、その屋根の下に取り付くというのはよくないのだ。普通一般新規で新設する場合は、そういうのは検査に通らないような格好なので、つま側というか、屋根でなくてつま側のほうに置ければ雪崩が入ってこないからあまり修理かからないのだ。その辺も、やはり市としてその辺指導してもらいたいのだけれども。

総務 課長 事業者の方、ほとんどもう定着して、今木村委員おっしゃったようにベテランの方が余計なので、そのようなことがないようにしているとは思いますが、機会があればそのようなことはきちんと事業者の方に申し出したいと思う。

木村 貞雄 終わる。

佐藤 重陽 大したことはないのだけれども、維持管理経費のやっぱりところなのだけれども、単純にこの山北、朝日ぐらいのところというのは、何となく金額的に見込みだと言っていたけれども、分かるような気がするのだけれども、神林地区の維持管理経費というのが94万円というのはあまりにも違うのだけれども、これやっぱりまだ設備したのが新しいとか、何かその理由があると思うのだけれども。

総務 課長 神林支所長のほうでお答えさせていただきたいと思う。

神林支所長 今ほど委員がおっしゃったとおり、神林の部分については、更新したのが最近であったので、その部分ではほかの地区に比べて少ないというふうになっている。

佐藤 重陽 いい。

小杉委員長 よろしいか。

佐藤 重陽 はい。

委員長（小杉武仁君） 暫時休憩を宣する。

（午前10時21分）

委員長（小杉武仁君） 再開を宣する。

（午前10時21分）

高田 晃 総務課長、1点だけ。さきの保守点検の関係でちょっと聞き漏らしたかもしれないけれども、再リースする場合には保守点検業務内容に含まれていないという話だったが、もう一回ちょっとその辺詳しく。

総務 課長 再リースする前の普通、今までのリースは、リース料の中に保守パックと申して、保守料も含んだリースの積算になっていた。再リースになると、その会社との契約の中で保守パックはなくなる。もう再リース料だけで新たに保守管理委託料が発生すると、それが3月更新であるので、1月分20万円を計上させていただいたということである。

高田 晃 通常どこの再リースでもそんな内容か。

総務 課長 個々のやつは取っていないが、このセンター機器については、当初からそういう商品である。

高田 晃 そうすると、業務によってはそのパックでついているものも再リースの場合にはあるということで、今回の場合はそういう最初からの契約内容だということ Understanding しているのだね。

総務 課長 個々の、別の再リースのときにどうなっているかまでちょっと調査はしていないけれども、今回はこういうケースだったということである。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第152号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

○以上で当委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め、閉会する。

委員長（小杉武仁君）閉会を宣する。  
（午前10時24分）